

### 地震発生時の配備体制

配備区分	警戒体制	特別警戒体制
配備時期	①震度3の地震発生 ②津波注意報の発表	①震度4の地震発生
知事	・報告を受け、必要に応じ登庁 ・災害対策本部設置の是非の判断 ・被害状況及び各部署の応急対策実施状況等の報告を受け、防災対策全般を総括指示	
	・報告を受け、必要に応じ登庁 ・災害対策本部設置の是非の判断※ ・被害状況及び各部署の応急対策実施状況等の報告を受け、防災対策全般を総括指示※	
特別職	・報告を受け、必要に応じ登庁 ・被害状況及び各部署の応急対策実施状況等の報告を受け、防災対策全般を総括指示※	
管理職	・報告を受け、必要に応じ登庁 ・各部署の所掌事務に関する防災対策を総括指揮、災害対策本部事務局（危機管理課）へ報告	
一般職員	・あらかじめ指名されている緊急配備要員（本庁5名、各地方局5名） ・各部署であらかじめ指名されている連絡員	・あらかじめ指名されている緊急配備要員（本庁5名、各地方局5名） ・各部署における第1配備要員（概ね1/3の職員） ・危機管理課の該当職員 ・関係地方局県民生活課の該当職員

※特別職は、災害対策本部長（知事）を補佐するが、本部長が事故や不在時等の非常時には、副知事、知事補佐官、教育長、公営企業管理者の順で代行する。

### 武力攻撃災害時等の配備体制とその基準

種類	配備区分	災害対策本部設置		配備体制	配備要員等
		非常体制	特別非常体制		
武力攻撃事態等 （緊急対処事態）	事態認定前	担当課体制	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制（事務局判断）	①防災局の職員及び各部署連絡員 ②あらかじめ指名された地方局県民生活課の職員（3名）
	事態認定後	緊急事態 連絡室体制	県の全部局での対応は必要な場合	事態の状況を踏まえ、その都度知事が判断 【3段階の体制】	・あらかじめ指名された概ね1/3の職員 ・あらかじめ指名された概ね2/3の職員 ・全職員
		国民保護 連絡室体制	国から国民保護対策本部設置の通知がない場合	事態の状況を踏まえ、その都度知事が判断 【3段階の体制】	・あらかじめ指名された概ね1/3の職員 ・あらかじめ指名された概ね2/3の職員 ・全職員
国民保護 対策本部体制	国から国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	武力攻撃事態等に対し、県の全力をあげて国民保護措置を実施する体制		・全職員	

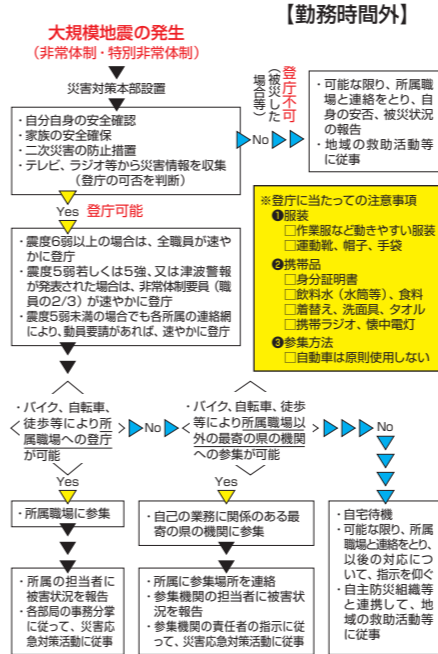
※特別職は、対策本部長（知事）を補佐するが、本部長が事故や不在時等の非常時には、副知事、知事補佐官、教育長、公営企業管理者の順で代行する。

### 風水害等発生時の配備体制

配備区分	気象業務法に基づく警報の発表あり（災害対策本部設置）	気象業務法に基づく警報の発表なし
配備時期	「波浪」、「高潮」、「大雪」を除く警報が発表された場合	大規模火災・爆発等の災害が発生した場合（災害対策基本法第2条第1号に定める災害）
知事	・報告を受け、必要に応じ登庁 ・被害状況及び各部署の応急対策実施状況等の報告を受け、防災対策全般を総括指示	・報告を受け、必要に応じ登庁 ・災害対策本部設置の是非の判断 ・被害状況及び各部署の応急対策実施状況等の報告を受け、防災対策全般を総括指示
	・報告を受け、必要に応じ登庁 ・被害状況及び各部署の応急対策実施状況等の報告を受け、防災対策全般を総括指示※	・報告を受け、必要に応じ登庁 ・災害対策本部設置の是非の判断※ ・被害状況及び各部署の応急対策実施状況等の報告を受け、防災対策全般を総括指示※
管理職	・報告を受け、必要に応じ登庁 ・各部署の所掌事務に関する防災対策を総括指揮、災害対策本部事務局（危機管理課）へ報告	①災害対策本部設置 ・報告を受け、必要に応じ登庁 ・各部署の所掌事務に関する防災対策を総括指揮、災害対策本部事務局（危機管理課）へ報告
		②災害対策本部未設置 ・報告を受け、必要に応じ登庁 ・危機管理課と関係地方局県民生活課が関係部局と連携して対応
一般職員	・警報の発表に伴い災害対策本部が設置されるため、各部署における第1配備要員（概ね1/3の職員） ・危機管理課の該当職員 ・関係地方局県民生活課の該当職員	①災害対策本部設置 ・各部署における第1配備要員（概ね1/3の職員） ・危機管理課の該当職員 ・関係地方局県民生活課の該当職員
		②災害対策本部未設置 ・危機管理課と関係地方局県民生活課が関係部局と連携して対応

※特別職は、災害対策本部長（知事）を補佐するが、本部長が事故や不在時等の非常時には、副知事、知事補佐官、教育長、公営企業管理者の順で代行する。

### 大規模地震発生時の職員参集フロー



### 想定される危機事案と所管部局

分類	危機事案	所管部局	
大規模自然災害 重大事故	大規模風水害	危機管理課・消防防災安全課	
	大規模地震災害	危機管理課・消防防災安全課	
	原子力災害	危機管理課・消防防災安全課	
	石油コンビナート災害	危機管理課・消防防災安全課	
	大規模火災・爆発	危機管理課・消防防災安全課	
	危険物・毒劇物事故	危機管理課・消防防災安全課	
	航空事故	危機管理課・消防防災安全課	
	海上事故（油流出含む）	危機管理課・消防防災安全課	
	鉄道事故	危機管理課・消防防災安全課	
	道路事故	危機管理課・消防防災安全課	
重大事件	県主催イベントでの事故	当該課	
	不審船・領海侵犯	危機管理課・港湾海岸課・漁港課	
	ハイジャック・バスジャック等	危機管理課で初動対応、事後調整	
	大規模騒乱・暴動・パニック	危機管理課	
	テロ・ゲリラ事件	当該課・危機管理課	
	有事関連	武力攻撃事態等 緊急対処事態	危機管理課・消防防災安全課 危機管理課・消防防災安全課
	健康・安全	周辺事態	危機管理課
		感染症の蔓延	健康増進課
		家畜の伝染病	畜産課
		飲料水汚染	環境政策課
大気汚染		環境政策課	
大規模食中毒		業務衛生課	
毒・劇物による健康被害		業務衛生課	
原子力災害・テロ以外の被ばく		保健福祉課	
原因不明の健康被害		保健福祉課	
農業等の使用による事件・事故		農業経営課	
濁水	水資源対策課		
県産農林水産物に関する事件・事故	農林水産部		
医療事故	公営企業管理局・保健福祉部		
院内感染	公営企業管理局・保健福祉部		
学校内及び校外活動中の事件・事故	教育委員会事務局（私立学校の場合は、私立学校の関係）		
保育所における事件・事故（公立、私立、認可外含む）	子育て支援課		
県庁舎での事件・事故	各庁舎管理者		
県施設での事件・事故	各施設管理者		
本県関係者が巻き込まれた国外での事件・事故	国際交流課		
その他		危機管理課で初動対応、事後調整	

◎県行政の運営に重大な支障が生じる事態（各所管部局で対応）

### 危機発生時の連絡窓口

（①、②には課（室）長、係長等の連絡先を記入してください。）

報告先	電話番号	
①	自宅	
	携帯電話	
②	自宅	
	携帯電話	
③災害対策本（支）部 国民保護対策本（支）部 緊急対処事態対策本（支）部	県本部	089(912)2335 089(912)2315 089(943)6865 089(933)2934
	西条支部	0897(56)1300 〈内線218〉
	今治支部	0897(56)3731
〔危機管理課 各地方局県民生活課〕	松山支部	0898(23)2500 〈内線202〉 0898(32)3732
	八幡浜支部	089(941)1111 〈内線325、326〉 089(913)1140
宇和島支部	0894(22)4111 〈内線226〉	
	0894(24)6271	
0895(22)5211 〈内線215〉 0895(25)3724		

危機管理課当直用電話番号 089(941)2160